

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

号外第10号 令和6年3月11日発行

目 次

【告示】

番 号 表

題

担当課名

120の2 漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えている場合に該当しなくなったと認める件

漁業管理調整課

徳島県告示第百二十号の二

法第十六条第一項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えている場合に該当しなくグラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の漁獲量の総量が、令和五管理年度において同 理方針において定める徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業に係るくろまぐろ (三十キロ 則第百一号) 第二条第三項の規定により告示する。 なったと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和二年徳島県規 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第一項の規定による徳島県資源管

令和六年三月十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純